

上福岡市・大井町法定合併協議会

第 3 回 会 議 資 料

平成16年12月20日(月)午後2時から

フクトピア

上福岡市・大井町法定合併協議会

上福岡市・大井町法定合併協議会第3回会議次第

日時：平成16年12月20日（月）午後2時から
場所：フクトピア 2階 多目的ホール
上福岡市

1 開 会

2 あいさつ 会長

3 議 事

(1) 協議事項 新市建設計画の作成

(2) 協議事項 財政計画の作成

(3) 協議事項 合併協定項目

合併協定項目 2 合併の期日（案）

合併協定項目 4 新市の事務所の位置（案）

合併協定項目 5 議会議員の定数及び任期の取扱い（案）

合併協定項目 6 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い（案）

合併協定項目 1 4 組織及び機構の取扱い（案）

合併協定項目 1 6 上下水道事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 2 国民健康保険事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 3 介護保険事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 5 学校教育事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 5 社会教育事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 6 保健事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 7 障害者福祉事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 7 高齢者福祉事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 7 児童福祉事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 7 保育事業の取扱い（案）

合併協定項目 2 7 生活保護事業の取扱い（案）

4 その他

新市名称候補選定検討委員会の委員について

5 閉 会

新市建設計画(案)

- 第1章 序論
 - 第2章 1市1町の概況
 - 第3章 新市建設の基本方針
- } 前回協議済み

- | |
|------------------|
| 第4章 建設計画 |
| 第5章 公共施設の適正配置と整備 |
| 第6章 財政計画 (別途協議) |

[目次]

第1章 序論	
1 合併の効果と必要性.....	1
2 計画策定の方針.....	4
第2章 1市1町の概況	
1 位置と地勢.....	5
2 人口と世帯.....	7
3 主要指標の推計.....	10
第3章 新市建設計画の基本方針	
1 新市の将来像.....	14
2 新市建設の基本方針.....	15
3 土地についての基本的な考え方.....	16
4 土地利用区分別の基本方針.....	16
5 土地利用方針図.....	17
第4章 建設計画	
1 新市の施策.....	18
(1) 環境にやさしい安全・安心なまちづくり.....	20
(2) 夢のある心豊かなまちづくり.....	23
(3) 個性輝く活力あるまちづくり.....	27
(4) 生涯安心して暮らせる福祉のまちづくり.....	31
(5) スリムで効率的な協働のまちづくり.....	35
2 新市における埼玉県事業の推進.....	38
第5章 公共施設の適正配置.....	39
第6章 財政計画.....	40

第1章 序 論

1 合併の必要性と効果

(1) 共通する生活圏への対応

上福岡市と大井町は隣接する自治体として通勤・通学、買い物などの日常的な生活圏や経済圏は行政区域を越えて一体化しています。また、環境問題への対応や防災対策、行政界を越えた道路や市街地の一体的な整備など、行政課題は広域化しており、住民にとっては市町境を意識することは薄れてきています。

そして、両市町は消防・救急体制については入間東部地区消防組合に加入し、し尿処理は入間東部地区衛生組合に加入して広域行政を実施しています。

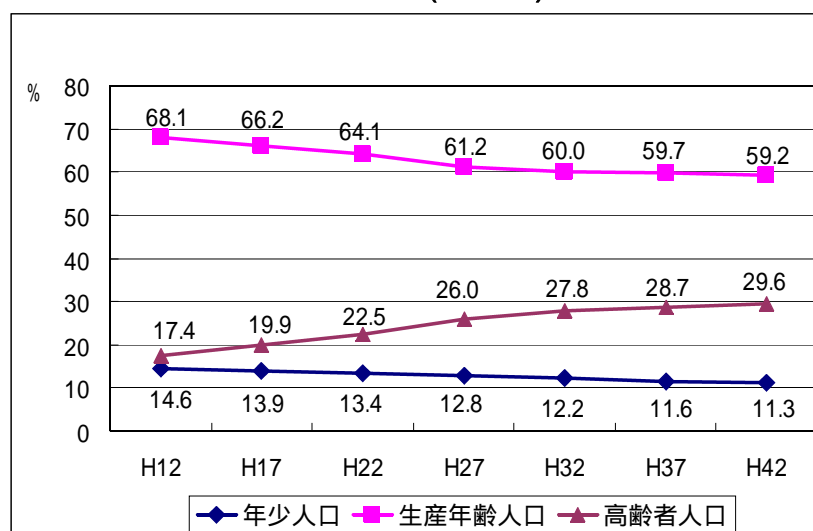
合併によって、共通する行政課題に関する諸施策を一体的に進めることができ、効率的・効果的なまちづくりが可能になります。

(2) 少子高齢化への対応

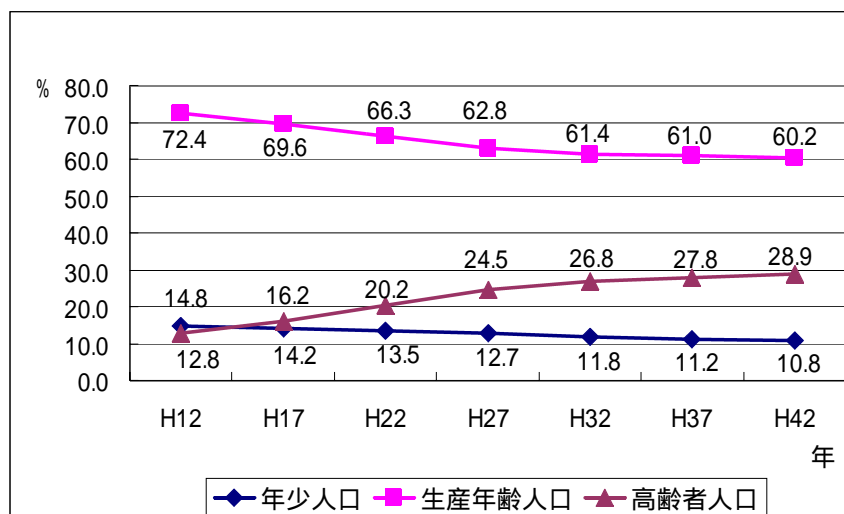
国立社会保障・人口問題研究所が発表した「日本の将来推計人口（平成14年1月）」による年齢別の人口推計では、年少人口(14歳以下)が各都道府県の総人口に占める割合をみると、平成12年から平成42年までの期間を通じて、すべての都道府県で低下します。また、高齢者人口(65歳以上)は、平成32年まで全都道府県で増加し、埼玉県は平成42年に28.9%に達する見込みで、平成12年と比較すると2倍以上の増加が推計されます。

上福岡市と大井町でも少子高齢化が進行し、今後は医療・福祉サービスの需要が増大する一方、労働者人口の減少による地域活力の低下が予想されます。このため、合併により行財政基盤を強化するとともに、子育て支援や医療体制の充実、地域に密着した住民サービスを提供する必要があります。

日本の人口推計(年齢別)



埼玉県の人口推計(年齢別)



資料:国立社会保障・人口問題研究所

(3) 高度・多様化する住民ニーズへの対応

社会経済情勢が大きく変化する中で、地方自治体においても高度情報化や環境対策、青少年教育への対応など、行政に対する住民ニーズはますます高度化・多様化しています。しかし、今後の財政状況はさらに厳しくなると予想され、限られた財源の中でこれらのニーズに対応するのは困難です。

合併によって、行政組織を再編して専門的で高度な能力を有する職員の育成や配置・確保をすることにより、多様な個性ある行政施策の展開が可能になります。

(4) 地方分権への対応

平成12年に地方分権一括法が施行され、国・県からの権限移譲が進んでおり、地方自治体は主体的な判断と自己責任のもとに、自立した行政運営を行っていくことが強く求められています。権限の移譲により、行政サービスは複雑化・高度化し、行財政基盤の弱い市町村では、十分な対応ができなくなることが予想されます。

合併によって、効率的な行財政運営や自立性の高い財政の確立など、総合的な観点から行財政基盤を充実し強化することが可能になります。

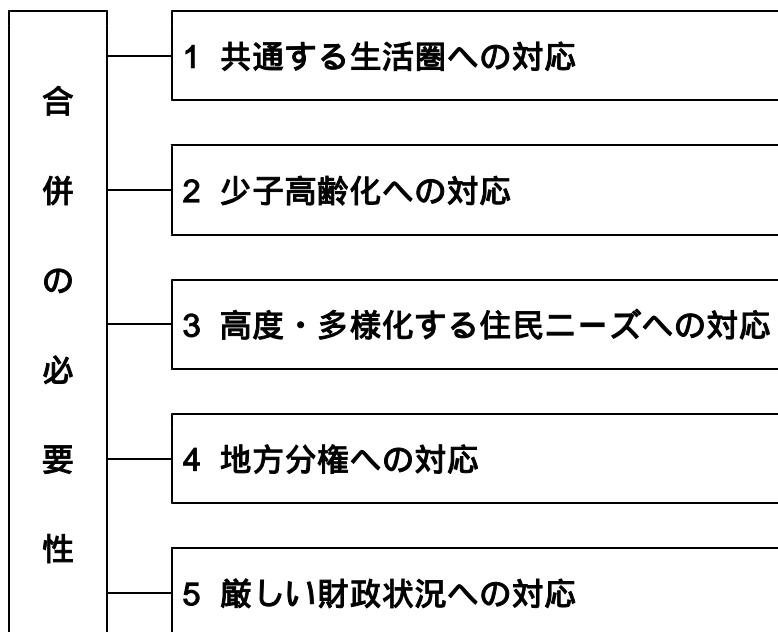
(5) 厳しい財政状況への対応

長期間にわたる景気低迷によって税収の減少や債務増加による財政の硬直化、国の行財政改革による地方交付税の見直しや国庫補助金の削減など、今後の地方自治体の財政運営はますます厳しい状況が予想されます。

上福岡市と大井町においても、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少による税収の減少などにより財政的な不安を抱えており、財源不足により新たな行政サ

ービスを提供することが困難な状況が予測されます。

合併によって、行政組織のスリム化や事務事業の見直し、民間委託の推進などによる簡素で効率的な行財政運営が期待できます。



2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

本計画は、上福岡市と大井町の合併後の新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定して実現に努めることにより、両市町の速やかな一体性の確立及び地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図ります。

(2) 計画の構成

本計画は、新市建設の基本方針、建設計画及び財政計画を中心に構成します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年度とします。

(4) 計画の基本指針

上福岡市第三次総合振興計画及び第4次大井町総合振興計画に位置づけられている事業や既に具体化されている事業を優先し、次に住民要望の強い事業及び両市町の懸案事項とされている事業などについて、事業の緊急度や重要度、優先度、合併により期待できる効果等に配慮して策定します。

国・県による特別な財政支援措置が縮小する平成27年度以降における財政の健全性を確保するため、長期的な見通しのもとに作成し、必要性の高い基盤整備を盛り込むとともに、ソフト施策の効果的な活用を重視します。

多様化・高度化する行政需要に対応するため、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、民間活力の積極的な活用について配慮します。

第2章 1市1町の概況

1 位置と地勢

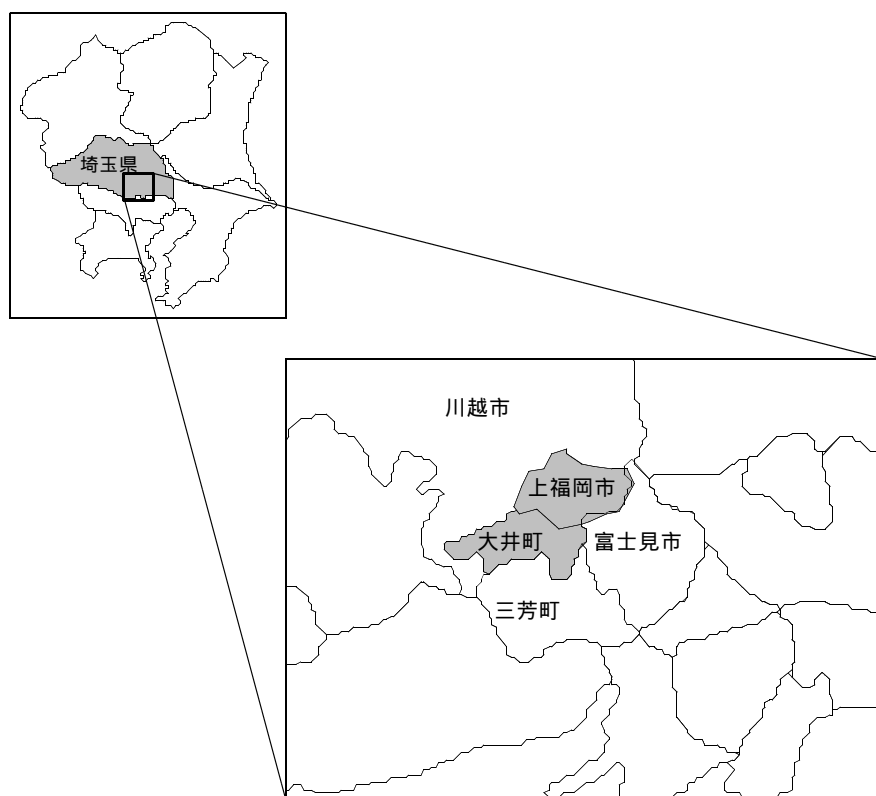
1市1町は、埼玉県の南西部に位置し、北側と西側は川越市に隣接しており、南側は三芳町、東側は富士見市に隣接しています。

1市1町の位置は、概ね東経139度30分40秒から139度31分22秒で、北緯35度51分17から35度52分35秒にあります。

東西が約7.5km、南北が約6kmで武蔵野台地の北部にあり、地質は関東ローム層で形成され、ほぼ平坦地になっています。

気候は、表日本式気候で、冬季は強い北西の季節風と晴天の日が多く、夏はかなり高温となり、降雨量も比較的多くなっています。

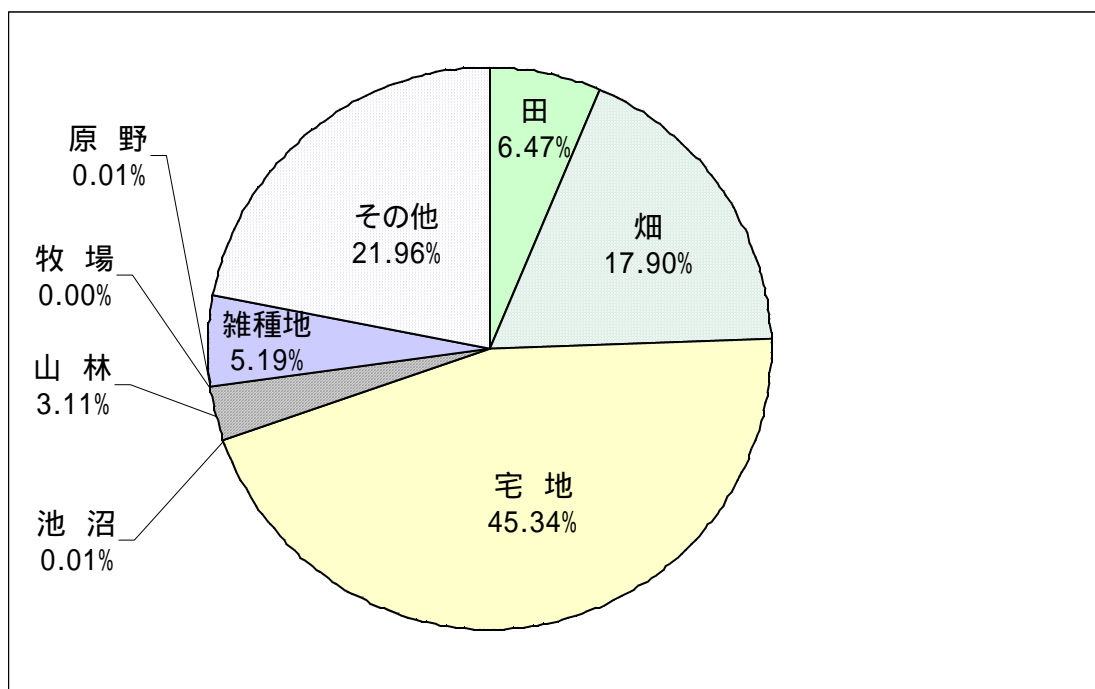
1市1町の地図



面積は、上福岡市が6.81km²、大井町が7.86km²で合計14.67km²となります。
なお、隣接する富士見市は19.7km²、全国の市の平均面積は154km²、県内の市の平均面積は44km²になっています。

地目別面積を見ると、宅地と雑種地を合わせると50%を上回り、東京近郊のベッドタウンとして宅地化が進んでいます。

1市1町の地目別面積(平成15年1月1日現在)



資料:埼玉県統計年鑑

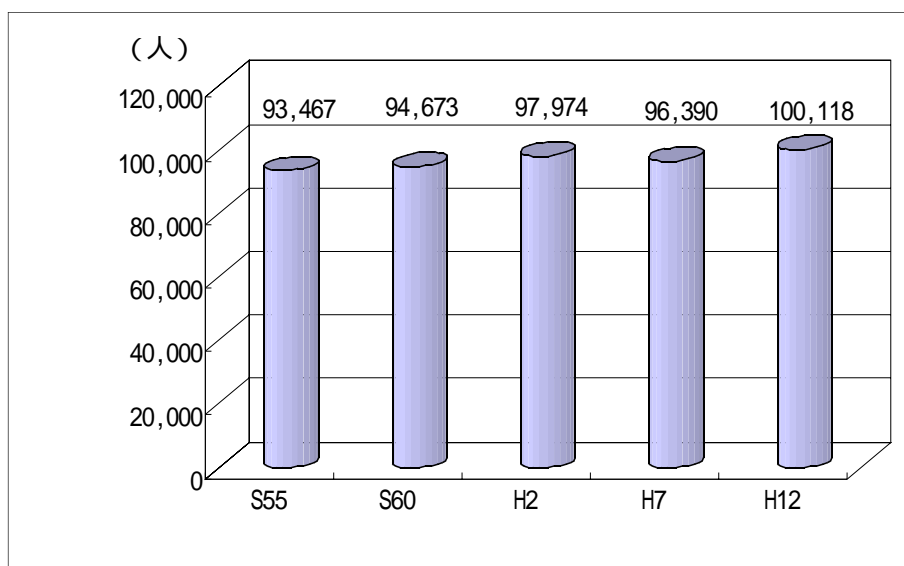
2 人口と世帯

(1) 人口の推移

平成12年の国勢調査による人口は100,118人(上福岡市54,630人、大井町45,488人)で、10年前(平成2年)に比べて2,144人増え、2.2%の増加となっています。

平成7年が減少した理由としては、上福岡市内の霞ヶ丘団地と上野台団地の建て替えに伴い、平成3年から入居募集が停止されたことが一因として考えられます。

1市1町の総人口の推移



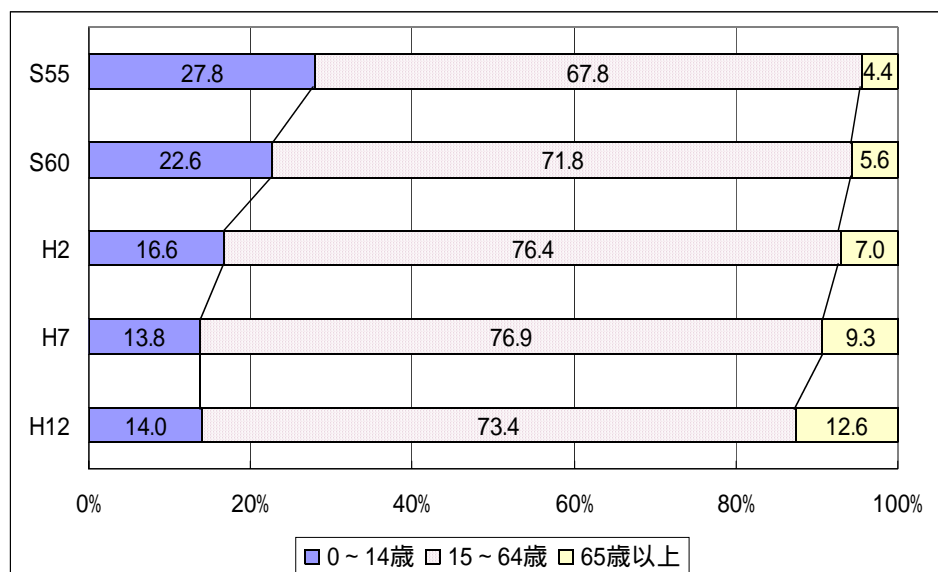
資料:国勢調査

(2) 年齢3区分別人口の推移

平成12年の国勢調査による年齢3区分別人口では、年少人口(14歳まで)が14.0%、生産年齢人口(15～64歳)が73.4%、高齢者人口(65歳以上)が12.6%を占めています。

10年前(平成2年)に比べると年少人口は2.6%減少、生産年齢人口は3.0%減少する一方、高齢者人口は5.6%増加しており、少子高齢化が進行しています。

1市1町の年齢3区分別人口の推移



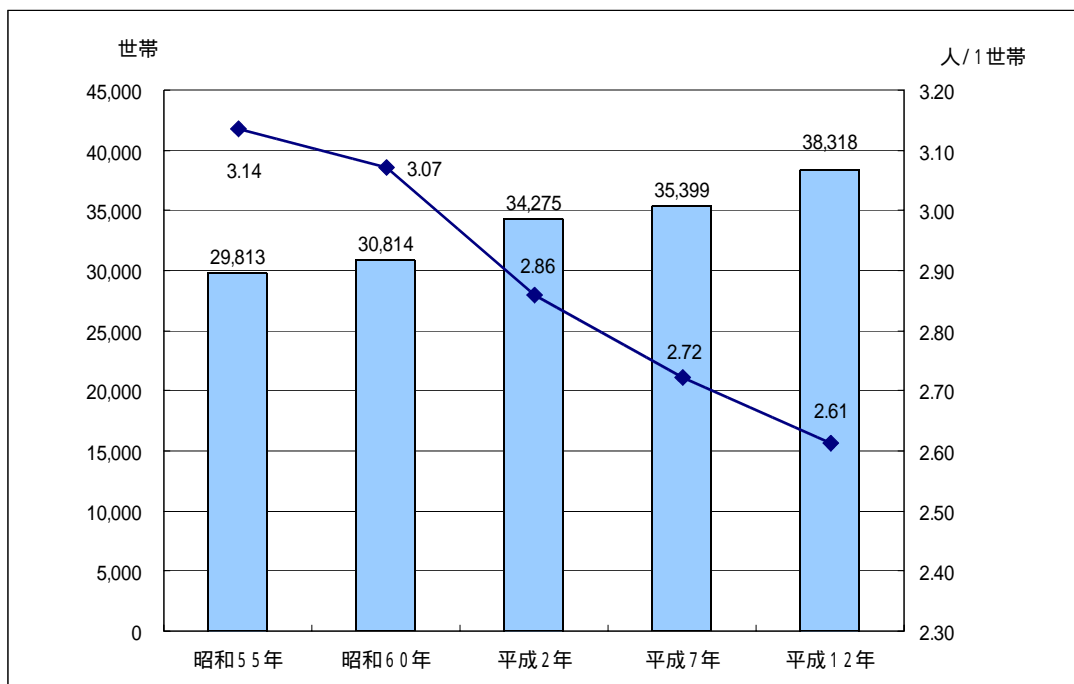
資料:国勢調査

(3) 世帯数の推移

平成12年の国勢調査によると、1市1町の世帯数は38,318世帯で、10年前（平成2年）に比べて4,043世帯増え、11.8%の増加となっています。

内訳としては、上福岡市22,538世帯、大井町15,780世帯です。1世帯当たりの人数は2.61人で、年々減少しています。

1市1町の世帯数の推移と一世帯当たり人数

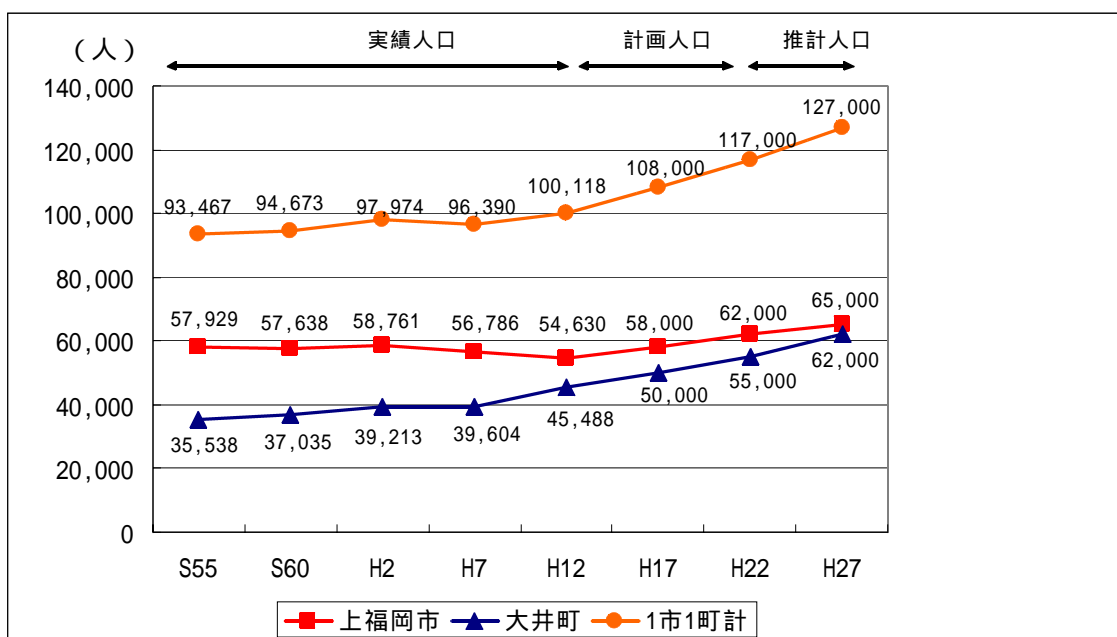


資料:国勢調査

3 主要指標の推計

(1) 総人口の推計

1市1町の人口は、上福岡駅西口の市街地再開発事業や団地建て替え、ふじみ野駅周辺の区画整理地内などで人口増加が見込まれ、平成27年には約12万7千人に達すると推計されます。



総人口と年齢別人口の推計方法

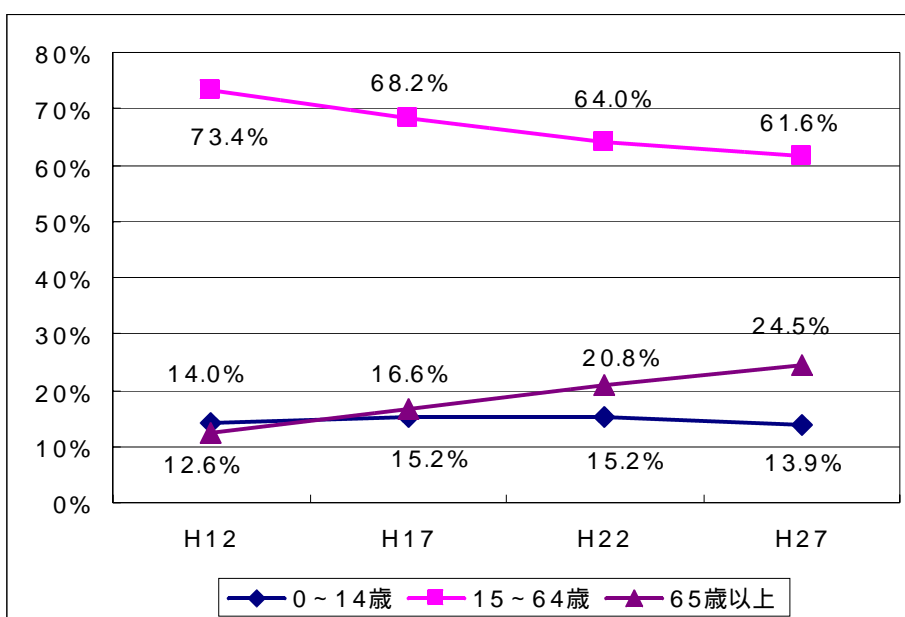
- 1 基準年を平成12年、推計期間を平成27年までとし、5年おきに推計値を算出しました。過去の実績人口として昭和55年から平成12年までの国勢調査人口を使用しました。
- 2 推計の手順は、平成12年までは実績人口とし、平成13年から平成22年までは両市町の総合計画で定めた計画人口を用いて、平成23年以降は回帰分析の手法で人口推計のトレンドに最も近い関数を求めて推計しました。

(2) 人口構成比の推移

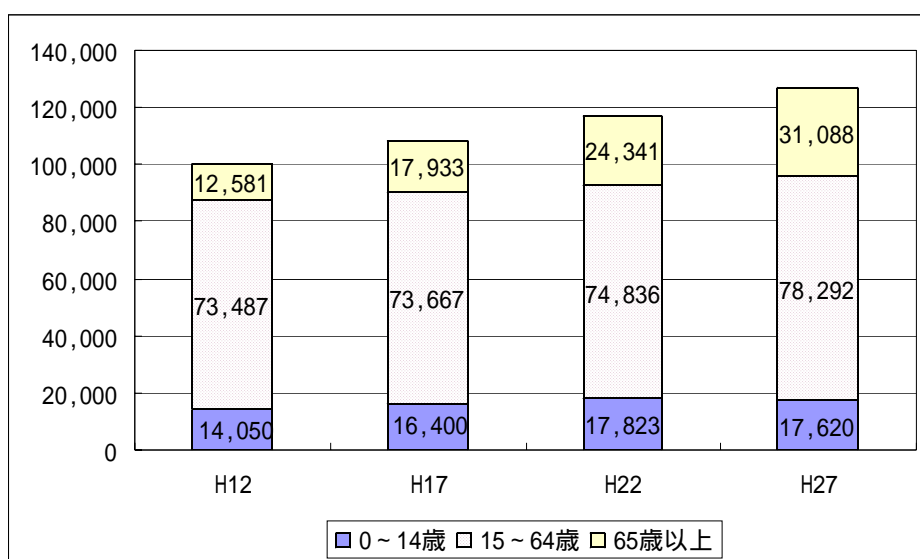
少子高齢化の進展によって、年少人口（0～14歳）が横ばいを示す一方で、高齢者人口（65歳以上）が平成12年の12.6%から平成27年には24.5%と急激に増加すると予想されます。

また、団塊世代の高齢化等によって、生産年齢人口（15～64歳）の比率が、平成12年の73.4%から10年後の平成27年には61.6%と大幅に減少すると予想されます。

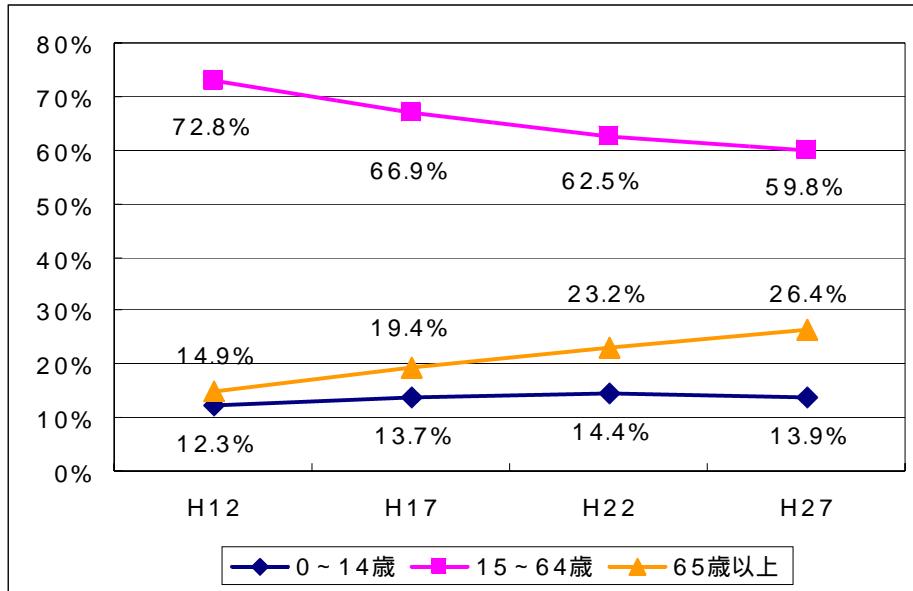
1市1町の人口構成比の推移



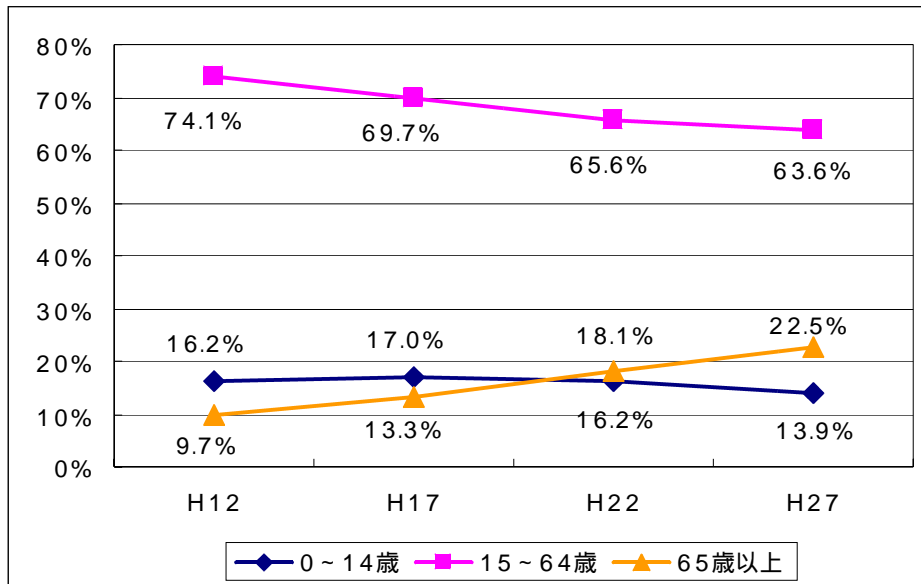
1市1町の年齢別人口の推移



上福岡市の人口構成比の推移



大井町の人口構成比の推移

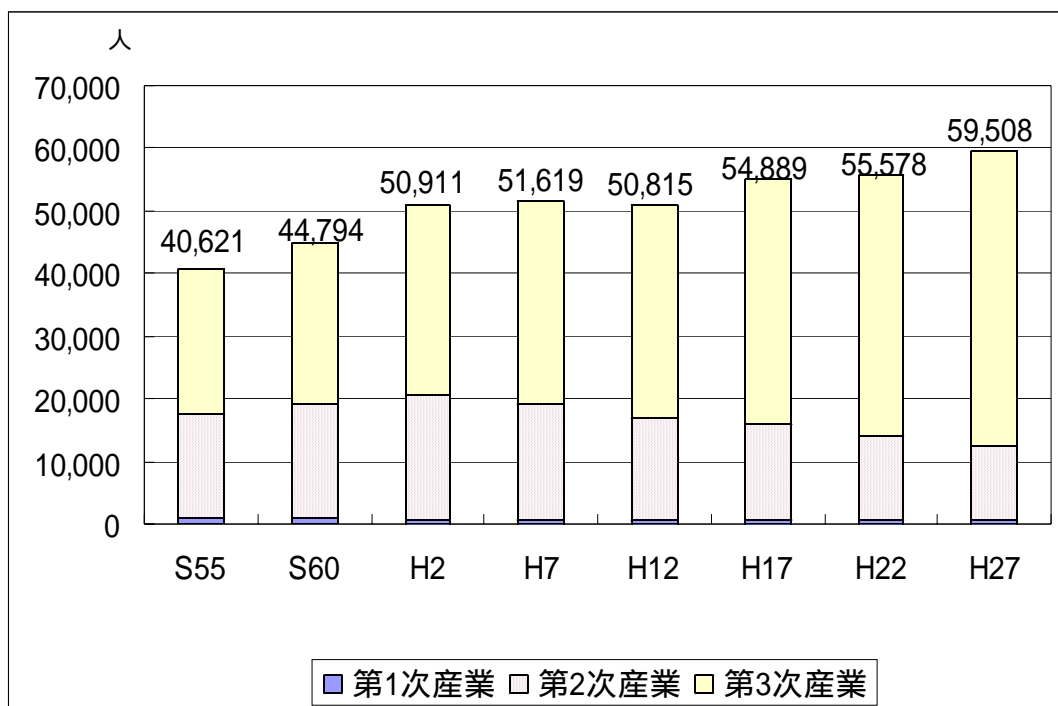


(3) 就業人口

将来の就業人口は、第1次産業と第2次産業が減少し、小売・飲食・通信・運輸などのサービス業などの第3次産業の就業人口の増加が予測されます。

平成27年には第1次産業が622人、第2次産業が11,752人、第3次産業が47,133人、合計59,508人の就業人口が推計され、平成12年に比べて17%の増加が見込まれます。

1市1町の就業人口の推計



資料:国勢調査

就業人口の推計方法

- 1 総就業人口は、予測結果をもとに、就業人口比率（平成12年実績で50.8%）が今後の高齢化に伴って徐々に減少すると想定しました。
- 2 産業構成の推移は、第1次産業が今後も昭和55年からの減少をもとに推移するものとし、第3次産業は、微増傾向にあり実績をもとに予測しました。また、第2次産業は、総就業人口から第1次、第3次を差し引いて求めました。

第3章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

(1) 基本理念

環境と調和したまちづくり

地球環境への負荷の低減に努めながら、都市機能の高度化・情報化並びに商店街の育成・活性化を図り、活力あるまちづくりを進めます。

市民の創造性を育むまちづくり

豊かな文化都市を形成するために、市民の創造性を発揮するための環境や施設を整備し、市民の創意と主体的な活動によって支えられ、市民一人ひとりが生きいきと暮らせるまちづくりを進めます。

パートナーシップによるまちづくり

多様化する住民ニーズに対し、行政が的確にサービスを提供していくよう、市民と行政の間の信頼感に支えられたパートナーシップによるまちづくりを進めます。

(2) 将来都市像

基本理念を達成するために、めざすべき都市イメージである「将来都市像」は次のとおり設定します。

「健康 安心 生きがい都市」

自らの健康管理意識を高めながら、誰もが健康で明るい暮らしができる環境を確保し、福祉サービスなどを通じて互いに支えあい、生きがいをもって生活できる都市を目指します。

2 新市建設の基本方針

将来都市像を達成するために、各分野ごとに5つの基本方針を設定します。

(1) 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

計画的で適正な土地利用に基づき、バランスの取れた住環境の整備に努めます。
また、地球環境の保護と快適な生活をめざし、再資源化の促進と再利用、環境美化施策の展開と施設の整備を行います。

そして、市民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯推進体制を確立し、「安全・安心」という視点に立ったまちづくりを実現します。

(2) 夢のある心豊かなまちづくり

すべての住民が生涯にわたって生きがいを見つけ、創造性を見いだせるよう、生涯学習や学校教育、青少年教育の充実とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

特に、将来を担う子供たちや青少年に夢を与える教育環境を整え、地域とのネットワークづくりを進めて心豊かなまちづくりを実現します。

(3) 個性輝く活力あるまちづくり

新しいまちに若い世代が集まることによって、まちは活性化され、まちに子どもたちの声があふれます。そして、若い世代を中心に広がったコミュニティは、商店街や地元産業を活性化に導く原点です。農業や商業、工業それぞれの特性を活かした様々な施策を展開し、活力あるまちづくりを実現します。

(4) 生涯安心して暮らせる福祉のまちづくり

少子高齢化問題に歯止めをかけるため、様々な施策の展開と施設整備を行い、赤ちゃんからお年寄りまで、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現します。そして、魅力あるまちとして情報を発信し、若い世代の人口流入を促します。

(5) スリムで効率的な協働のまちづくり

地方分権時代にふさわしい、自立力のある市となるために、税財源の確保など自主財源の拡充を図り、計画的で健全な財政運営を推進します。

また、透明性の高い行政運営を推進するとともに、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりをめざします。

3 土地利用についての基本的な考え方

(1) 自然環境・歴史文化遺産の保全と活用

東武東上線周辺は都市的な土地利用が進んでいますが、東部の新河岸川流域や西部の関越自動車道周辺を中心に自然環境が残され残されています。こうした自然環境や歴史・文化遺産を保全して次世代に引き継ぎ、これらを活用した豊かな生活環境づくりに努めます。

また、市街地の中の緑地についても保全と活用に努め、環境と共生する土地利用を進めます。

(2) 長期的視野に立った都市基盤の整備

長期的な視野に立ち、計画的に都市基盤整備を進め、適正な土地利用を図ります。それぞれの地域特性を考慮するとともに、圏域全体でバランスのとれた土地利用を推進します。

(3) 圏域内交通ネットワークの活性化

都市計画道路を中心に、幹線道路の整備を推進し、圏域内及び周辺自治体との道路ネットワークづくりを進め、圏域内交通手段の充実を図ります。

4 土地利用区分別の基本方針

(1) 住居系地域

既成市街地では土地の高度利用を進めるとともに、緑地・公園を整備・保全し、良好な住環境づくりに努めます。市街地の外縁部では、周囲の自然環境との調和に配慮しつつ、都市基盤整備を進めます。

(2) 商業系地域

駅周辺においては、土地区画整理事業を進め、商業・サービス機能の秩序ある集積を図り、拠点性を高めます。近隣商業地区については地域密着型の魅力ある商店街づくりに取り組みます。

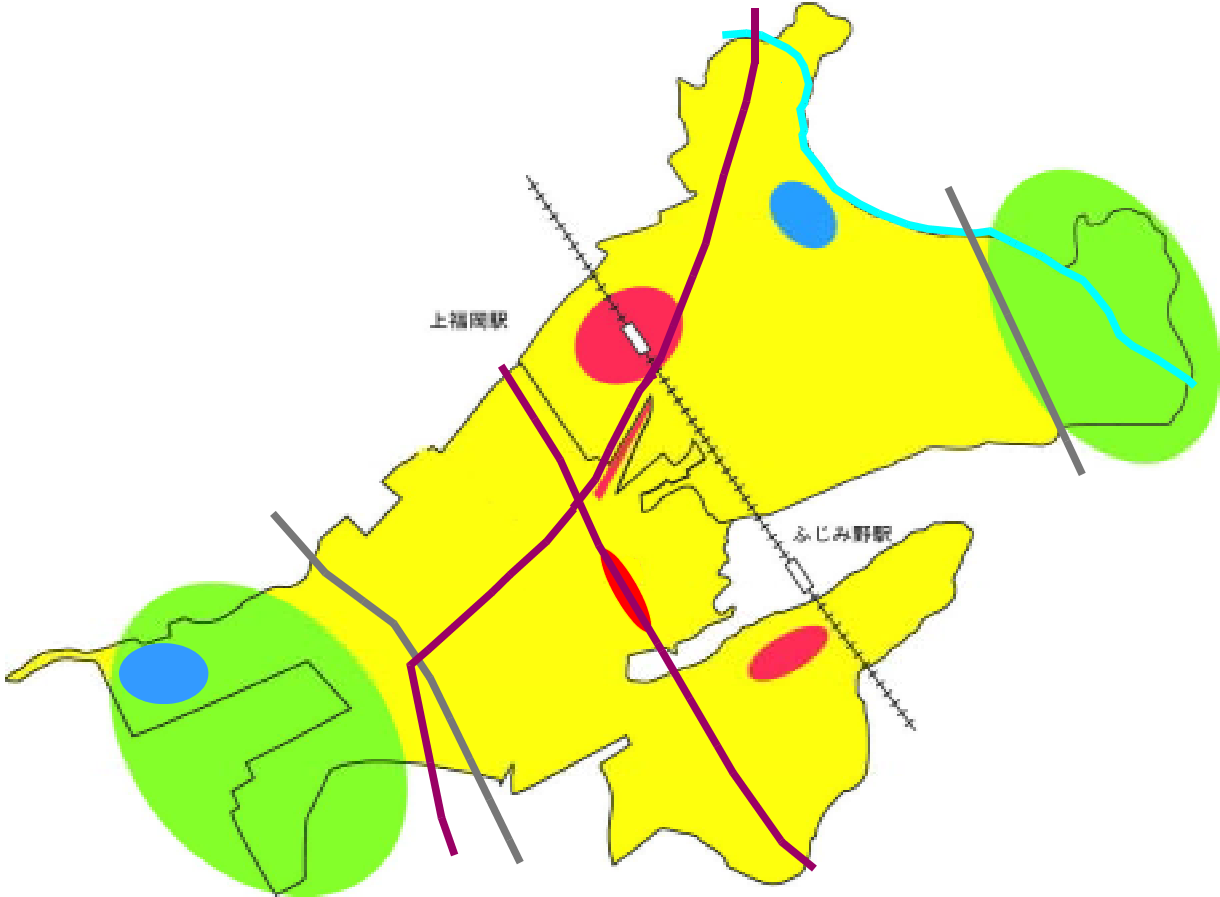
(3) 工業系地域








道路整備や道路交通の安全性向上等により立地環境の一層の向上を進め、周辺環境への配慮を進めながら、土地利用の活性化を図ります。

(4) 農業系地域

都市の中の緑地空間として、また生産者と消費者のふれあいの場として、農地の多面的な活用を図ります。低・未利用農地については流動化を進めるとともに、優良農地については保全を進めます。

5 土地利用方針図



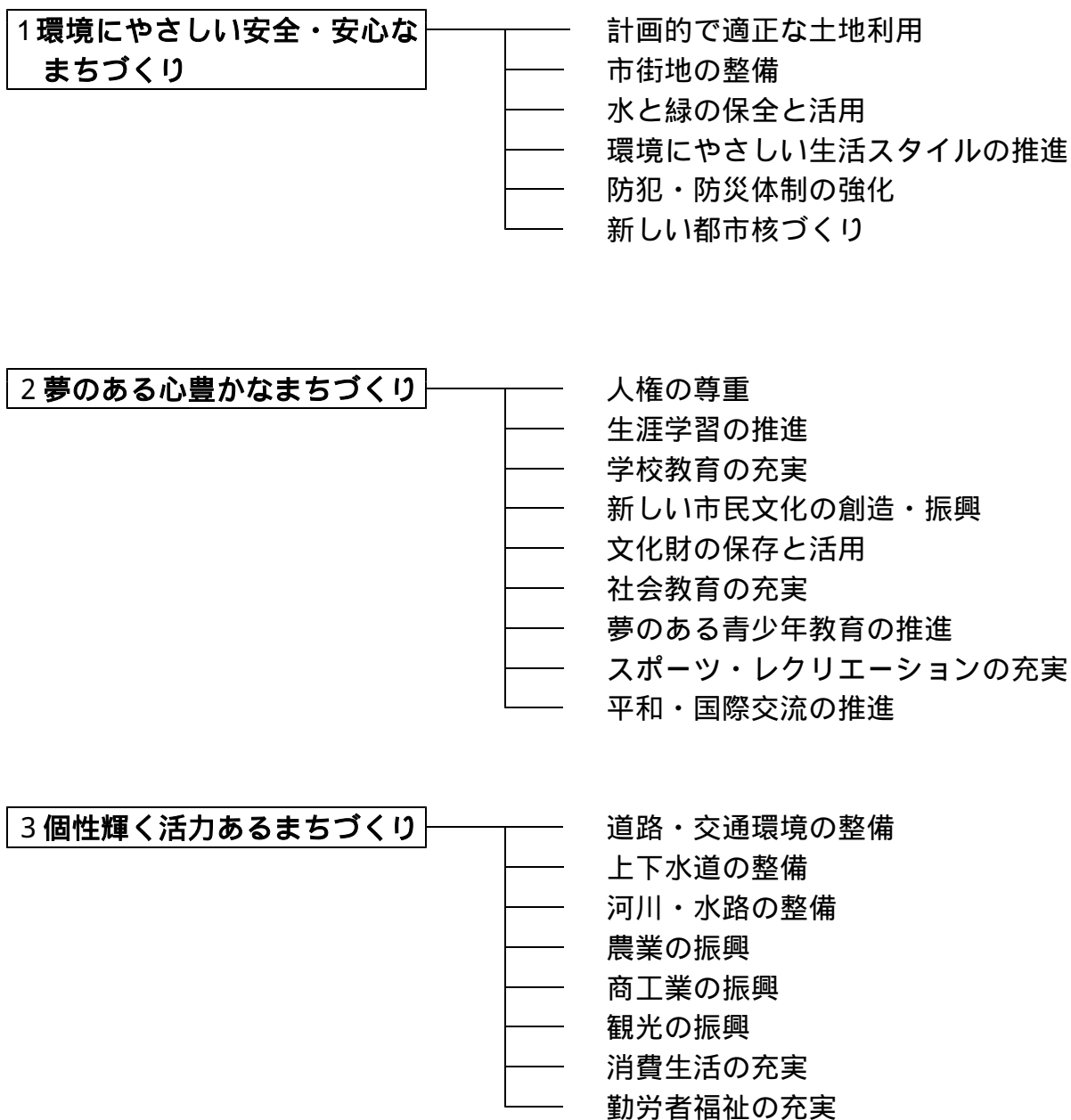
	住居系地域
	商業系地域
	工業系地域
	農業系地域
	高速・有料道路
	国道・主要道路
	河川

第4章 建設計画

1 新市の施策

新市の一体性の速やかな確立と地域の均衡ある発展、住民福祉の向上を図るため、新市建設計画の基本方針に基づき、施策の体系に沿って計画的な整備を推進します。

施策の体系



4 生涯安心して暮らせる福祉の
まちづくり

- 健康づくりの促進
- 地域医療体制の整備
- 地域福祉推進体制の整備
- 少子化対策・子育て支援
- 児童福祉の充実
- 高齢者福祉の充実
- 障害者福祉の充実
- 低所得者福祉の充実

5 スリムで効率的な協働のまち
づくり

- 住民と行政のパートナーシップの確立
- コミュニティ活動の促進
- 男女共同参画の推進
- 住民満足度の高い行政サービスの推進
- 自立した足腰の強い自治体

(1) 環境にやさしい安全・安心なまちづくり

【施策の方向性】

計画的で適正な土地利用に基づき、バランスの取れた住環境の整備に努めます。
また、地球環境の保護と快適な生活をめざし、再資源化の促進と再利用、環境美化施策の展開と施設の整備を行います。

そして、住民の防犯意識の向上を図るとともに、地域の防犯推進体制を確立し、「安全・安心」という視点に立ったまちづくりを実現します。

【施策の概要】

計画的で適正な土地利用

自然と人を大切にしたまちづくりを基本に、自然環境を活かしながら市街地と農地、緑地の長期的かつ計画的な土地利用に努めます。

新市の一体的整備を重視し、便利で快適な都市機能・都市環境の整備と防災性の強化を図ります。

各地域がもつ固有の特性や資源を最大限に活かし、広域的な土地利用によるバランスのとれた都市基盤整備を推進します。

市街地の整備

上福岡駅とふじみ野駅周辺においては、利便性を活かした商業・サービス業務機能の集積と公共施設の適切な整備を推進し、買い物客や若者でにぎわい、活気ある都市空間を形成します。

土地区画整理事業などの計画的な整備を進めるとともに、良好な住宅環境の整備と活性化を図り、都市機能の充実と快適な住民生活の実現をめざします。

地域住民が身近で安心して遊べる公園の整備と貴重な緑地の計画的保全・活用に努めます。

水と緑の保全と活用

自然と調和した潤いのあるまちづくりをめざして、水と緑の保全に取り組むとともに、住民への意識啓発を行い、生態系保護を含めた自然環境の保全を

図ります。

レクリエーション活動の場として、緑や遊び場が少ない市街地や住宅地には、地域性を活かした緑とのふれあいの空間の確保に努めます。

環境にやさしい生活スタイルの推進

地球環境の保護と快適な生活をめざして、ごみの減量化と分別、リサイクル・リユースの推進、ごみ処理施設やリサイクル施設の整備に努めます。

環境美化の推進として、ボランティアの活用などを図って再生資源の利用徹底を進めるなど、環境美化活動の施策・施設の充実に努めます。

地球の温暖化防止や環境負荷を低減させるために、新エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めます。

自動車の排ガス対策や有害化学物質などに対する発生源対策、電波障害対策などの公害対策に取り組みます。

広域事業として火葬場・斎場の整備を図ります。

防犯・防災体制の強化

住民生活の安全と安心を確保するため、防犯意識の向上を図るとともに、住民によるパトロール体制の実施など、あらゆる施策を展開して地域の防犯推進体制を確立します。

街頭犯罪は増加傾向にあるため、警察の連携とともに、NPO法人などの活用を検討して防犯体制に取り組みます。

地域住民が安心して暮らせるように、防災施設や道路などの公共施設の充実により防災体制を強化するとともに、自主防災組織の育成などを支援して災害に強いまちづくりを促進します。

新しい都市核づくり

住民がまちに誇りを感じ、ふるさと意識を高めてもらうよう、芸術・文化系の知識や技術を学べる大学・専門学校などの誘致に取り組みます。

地域性や個性を尊重したまちづくりを進め、新市のイメージアップを図るとともに、多様なメディアを活用した情報発信に努めます。

高度情報機能の集積を進めるため、成長企業などの誘致を推進し、新市の成長を促進する都市基盤の強化を図ります。

施 策 項 目	主 要 事 業
計画的で適正な土地利用	土地利用計画策定事業
市街地の整備	駅周辺整備事業(駅前地区整備、公共施設整備、駐輪場対策等)、土地区画整理事業
水と緑の保全と活用	緑地・生態系保全整備事業、公園整備事業、みどり豊かな三富地域づくり事業
環境にやさしい生活スタイルの推進	再資源化促進事業、環境美化活動推進事業、ごみ処理施設整備事業、公害対策事業、火葬場・斎場整備事業
防犯・防災体制の強化	防犯・防災体制推進事業、消防・防災施設等整備事業
新しい都市核づくり	大学などの誘致推進事業、企業などの施設誘致事業

(2) 夢のある心豊かなまちづくり

【施策の方向性】

すべての住民が生涯にわたって生きがいを見つけ、創造性を見いだせるよう、生涯学習や学校教育、青少年教育の充実とスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

特に、将来を担う子どもたちや青少年に夢を与える教育環境を整え、地域とのネットワークづくりを進めて心豊かなまちづくりを実現します。

【施策の概要】

人権の尊重

あらゆる差別や偏見のない地域社会をめざし、すべての住民の基本的な人権を尊重するまちづくりを実現します。

住民の人権意識の高揚を図るために、広範な分野にわたって人権教育・人権行政の推進を図ります。

生涯学習の推進

住民一人ひとりの主体性・自発性により、自分に合った手法で生涯を通じて学習ができるよう、情報提供と学習内容の充実など生涯学習活動を推進します。

生涯学習の場を確保するため、企業に施設の一般開放を働きかけるとともに、学校施設などの利用に取り組みます。

住民一人ひとりが潤いある生活を実現するために、生涯学習講座の創設や図書館の蔵書を充実させるなど、幅広く生涯学習関連事業を展開します。

学校教育の充実

社会の変化が著しい中、新しい時代を生きる児童・生徒一人ひとりに応じた「ゆきとどいた教育のまち」をめざして、豊かな学校教育の推進に努めます。

児童・生徒の豊かな人間関係を深めるため、様々な人々との交流や学校と地域の連携が図れるような体制づくり、少人数学級の導入などに努めます。

情報化時代にふさわしいコンピューターを活用した授業の導入・充実、柔軟な教員配置の推進、学区再編による通学の利便性向上などにより、学校の教育環境の充実を図ります。

学校施設の耐震補強・改造工事などを進めるとともに、学校の新設・統廃合などを踏まえて学校規模の適正化に努めます。

新しい市民文化の創造と振興

地域文化の核となる交流の場や文化・芸術活動の発表の場の充実に努めるなど、住民の文化度を高める事業を展開します。

子どもからお年寄りまでの様々な世代がふれあうことのできる環境づくりを進めます。

大井戸や福岡河岸などの文化遺産、文京学院大学等の教育資源など、地域の文化資源を生かした個性あるまちづくりを進めます。

文化財の保存と活用

各種文化財の調査研究を進め、その保護と活用を図るとともに、施設の整備・充実を推進します。

文化財や郷土資料などの公開・刊行物の充実を図り、市民の郷土意識の啓発に努めます。

社会教育の充実

高度・多様化する住民の知的意欲に応じた学習機会を設け、住民の自主的な学習活動を支援するための基盤整備を図ります。

公民館や図書館、資料館等における社会教育プログラムの実施や指導者の養成を行い、質の高い学習機会を確保します。

社会教育活動を充実させるための方策として、学校や地域、家庭との連携を強化するとともに、家庭教育や同好会、サークル活動を支援します。

夢のある青少年教育の推進

青少年により良い社会と教育環境を提供するために、地域で活動している団体とのネットワークづくりを進めます。

青少年に社会参加の機会を提供し、自らの将来に夢と希望を持ち、主体的に行動できるような青少年教育に取り組みます。

青少年活動の育成と援助を強化するとともに、青少年健全育成体制を推進します。

スポーツ・レクリエーションの充実

住民の健康づくりや交流の場として、多様化するスポーツニーズに対応した各種イベントの開催やスポーツ施設の整備・充実を図ります。

住民の自主的な活動を支援し、スポーツ・レクリエーション活動の活性化に努めます。

平和・国際交流の推進

国際化の時代にふさわしく、さまざまな国や地域の人々との交流を促進し、異文化への理解を深めることにより、国際協調と平和の確立をめざします。

外国人居住者が安心して生活できる環境整備を図ります。

語学習得や文化活動、スポーツ活動などにより、外国人居住者との交流を進めます。

施 策 項 目	主 要 事 業
人権の尊重	人権教育・人権行政推進事業
生涯学習の推進	図書館情報システムの充実、生涯学習施設整備事業、生涯学習情報提供事業
学校教育の充実	IT教育推進事業、学校施設整備事業、教育環境整備事業
新しい住民文化の創造	文化・芸術活動支援事業、地域文化資源活用事業、文化団体交流促進事業
文化財の保存と活用	文化財保存活用事業
社会教育の充実	指導者養成事業、社会教育施設のネットワーク化の構築、活動団体の支援、公民館・分館整備事業
夢のある青少年教育の推進	体験活動推進事業、青少年健全育成事業、青少年相談充実事業
スポーツ・レクリエーションの充実	スポーツ施設整備事業、スポーツ・レクリエーション活動支援事業、生涯スポーツ推進事業
平和・国際交流の推進	国際交流推進事業、外国人生活相談事業

(3) 個性輝く活力あるまちづくり

【施策の方向性】

新しいまちに若い世代が集まることによって、まちは活性化され、まちに子どもたちの声があふれます。そして、若い世代を中心に広がったコミュニティーは、商店街や地元産業を活性化に導く原点です。農業や商業、工業それぞれの特性を活かした様々な施策を展開し、活力あるまちづくりを実現します。

【施策の概要】

道路・交通環境の整備

幼児から高齢者、乳母車や車いすが安全に通行できるバリアフリーに配慮した歩道の整備や踏切内の歩行者スペースの確保に努めるなど、人間優先の道路計画を推進します。

通勤・通学をより便利にするため、駅や公共施設周辺の道路整備を優先させるとともに、危険箇所の道路改良などを計画的に進め、安全な交通環境を整えます。

市内の主要道路の交通渋滞を緩和するため、都市計画道路や市道の計画的な整備を図って円滑な交通網の整備を推進します。

新市の一体性を高める交通体系の整備として、各地域や公共施設等の利便性を確保するため、市内循環バスの運行に努めます。

通勤や通学、買い物などに利用しやすいよう、路線バスの停留所の改良や新規路線の拡充などを働きかけます。

上下水道の整備

水源地域の保全に配慮するとともに、節水に対する住民の理解と協力を求めることで、安全で良質な水の安定供給を図ります。

計画的な給水体制を整備し、災害時においても給水機能を維持するための対策を講じます。

河川の水質保全を図り快適な生活環境を確保するために、公共下水道の整備を進めます。

大雨で道路排水が宅地内に流入しないよう、道路の雨水対策に努めます。

河川・水路の整備

冠水被害を未然に防ぐため、地域の保水機能の向上と河川・排水路の改修など各種の治水対策の充実を進め、安全で快適な河川環境づくりをめざします。

新河岸川と砂川堀都市下水路などの水辺環境を活用して、住民がふれあうことのできる水辺空間の整備に努めます。

農業の振興

住民が身近に農業とふれあうことができ、地元農家との交流が図れるような施策を展開します。

新鮮さや安全性に優れた農産物の提供など、消費者のニーズに応じた農業生産の流通体制を確保するとともに、農業後継者の育成を図ります。

畑作・水田地帯の特徴を活かした適地適応型農業の確立と優良農地の保全に努めるとともに、農産物の高付加価値化を図り、豊かな食糧生産の実現をめざします。

活力ある地域農業を確立するため農業基盤の整備を進め、多様な農業の展開を促進するとともに、様々な施策に取り組み農業経営を支援します。

商工業の振興

商工会や商店会などと連携して、経営者の意識啓発や後継者の育成、経営支援、商店経営の体質強化など活力ある商店街の環境整備に努め、地域内消費の促進を図ります。

商業者と消費者、行政が力を合わせ、高齢者が利用しやすい商店や魅力あふれる商店会づくりに取り組み、消費者や地域に貢献できるような商業の活性化に努めます。

起業家を目指す若い世代に対して、NPO法人や第一線を退いたビジネスマンの知識や経験を活用するなど、マンパワーによる起業家支援に取り組みます。

中小企業の経営基盤の強化や人材育成等を行うとともに、情報通信、流通、サービスなど幅広い分野における都市型産業の誘致と育成を図り、均衡ある

産業の振興をめざします。

観光の振興

周辺地域を含めた自然や文化遺産、資料館などを一体的に活用した事業を展開して集客機能を高めるなど、観光資源の発掘と活用に努めます。

新しい祭りや観光イベントの開催、観光情報の提供などを通じて、観光基盤の充実を図るとともに、まちの活性化を促進します。

消費生活の充実

消費者が主体的に自らの生活を守れるよう、各種関連団体と連携しながら、正しい商品知識などについての情報提供を行います。

相談業務の充実を図り、消費生活の安定化と向上に努めます。

勤労者福祉の充実

勤労者のゆとりある生活を実現するため、就労機会の拡充、魅力ある職場の創出、高齢者・障害者・女性の雇用促進、多様な雇用形態の拡充など、勤労者の福利厚生の実現に努めます。

施 策 項 目	主 要 事 業
道路・交通環境の整備	ユニバーサルデザインの導入事業、都市計画道路整備事業、市道整備事業、生活道路整備事業、市内循環バス整備事業、交通安全対策事業
上下水道の整備	上水道整備事業、石綿管更新事業、公共下水道整備事業、雨水排水対策事業
河川・水路の整備	治水対策事業、親水空間整備事業
農業の振興	農業振興対策事業、農業後継者支援事業、優良農地保全事業、農業経営支援事業
商工業の振興	商工業活性化事業、後継者育成事業、起業支援事業
観光の振興	イベント振興事業、観光資源活用事業
消費生活の充実	消費者被害対策の推進、消費生活相談事業
勤労者福祉の充実	雇用対策事業、能力開発講座の開催

(4) 生涯安心して暮らせる福祉のまちづくり

【施策の方向性】

少子高齢化問題に歯止めをかけるため、様々な施策の展開と施設整備を行い、赤ちゃんからお年寄りまで、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現します。そして、魅力あるまちとして情報を発信し、若い世代の人口流入を促します。

【施策の概要】

健康づくりの促進

高齢者の健康維持と低年齢化する生活習慣病に対応するため、健康増進や疾病予防のための情報提供や支援活動、指導体制を促進します。

住民の健康な生活を確保するため、スポーツ・レクリエーション活動と連携した事業に取り組み、生涯を通じた健康づくりに努めます。

地域医療体制の整備

住民一人ひとりが必要とする医療サービスが円滑に受けられるよう、東入間医師会や近隣の医科大学などとの情報のネットワーク化に努めます。

住民が安心して暮らせるよう、総合病院の誘致を進めて疾病予防から治療、在宅医療に至るまでの包括的な医療体制の確立を図ります。

国民健康保険事業を推進し、適正な公的医療保険の運用をめざします。

地域福祉推進体制の整備

高齢者や障害者が安全で安心して暮らせるよう、公共施設のバリアフリー化をはじめ、子どもたちの目線に合わせた施設整備などに取り組みます。

社会福祉問題に取り組む活動を支援するとともに、地域の拠点施設を整備し、住民とともに地域福祉の推進体制の確立を進めます。

保健福祉センターの機能を充実させるとともに、福祉活動を行うボランティア団体やNPO法人への支援、福祉関係団体のネットワーク化を図り、地域

福祉体制の充実に努めます。

少子化対策・子育て支援

共働き世帯や核家族でも安心して子育てができる環境整備や施設の充実に努めます。

高齢者のボランティアによる支援制度の導入やNPO法人などの活用を図り、保育園の延長保育の充実に取り組みます。

保育施設や保育サービスの充実に努め、待機児童の解消を図ります。

子育て環境の整った魅力あるまちづくりをめざして、多様な施策を展開するとともに、情報を発信して子育て世代を呼び込むなど、少子化対策に取り組みます。

子どもたちがのびのびと育つための地域の環境づくりと関係機関の連携による子育て支援を推進します。

児童福祉の充実

児童虐待の防止と予防を推進するとともに、相談体制の整備や施設の充実に努めます。

放課後の児童対策として施設の充実に努めるとともに、ボランティア団体などを活用した支援体制の整備に取り組みます。

高齢者の知識や経験を次世代の子どもたちに伝承できるような施策を展開するとともに、高齢者による支援制度の導入を進めるなど、マンパワーを活用した児童福祉の充実に努めます。

高齢者福祉の充実

高齢者が、ゆとりと生きがいをもった生活を送ることができるよう、福祉・保健・教育機関等の連携を図り、地域で支える高齢者福祉をめざします。

高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、地域住民の協力のもとに介護予防や自立支援を推進します。

生活支援と訪問活動などの充実に努め、高齢者の生活をサポートする施設や

制度の充実を図ります。

高齢者の能力を地域で活かせるような施策を推進します。

介護保険の円滑な運用と在宅介護支援センター機能の充実に努めます。

障害者福祉の充実

障害者の自立を支援するためのシステムの確立に努め、制度と施設の整備を進めるとともに、在宅福祉の充実を図ります。

障害者が地域社会の一員として活躍できるよう、教育・雇用機会を拡充するとともに、広報活動や啓発事業などを実施して社会参加の促進に努めます。

デイケア、グループホームなどの施設整備や各施設のネットワークづくりを進め、障害者と健常者が一緒に働ける職場づくりなどを進めます。

心身障害者のための通所施設や地域デイケア施設、知的障害者のための授産施設などの充実を図るとともに、NPO法人などの活用に努めます。

低所得者福祉の充実

傷病や障害、高齢により生活に困窮する住民に対して、健康で文化的な生活を保障するため、生活の自立に向けて適切な支援と指導を推進します。

高齢者や障害者の安定した生活を保障するため、国民年金制度の趣旨や制度についての理解と普及を図り、年金制度への適正な加入を促進します。

施 策 項 目	主 要 事 業
健康づくりの促進	健康づくり推進事業、疾病予防対策事業、健康医療センター整備事業
地域医療体制の整備	救急医療充実事業、総合病院誘致推進事業
地域福祉推進体制の整備	地域福祉推進事業、バリアフリー化推進事業
少子化対策・子育て支援	子育て情報ネットワーク事業、子育て支援施設整備事業、保育施設整備事業
児童福祉の充実	児童虐待予防・防止事業、世代間交流事業、児童センターの機能充実
高齢者福祉の充実	高齢者福祉施設整備事業、生きがい対策事業、在宅介護支援事業、
障害者福祉の充実	障害者福祉施設整備事業、障害者自立支援事業
低所得者福祉の充実	自立支援事業、国民年金制度啓発事業

(5) スリムで効率的な協働のまちづくり

【施策の方向性】

地方分権時代にふさわしい、自立力のある市となるために、税財源の確保など自主財源の拡充を図り、計画的で健全な財政運営を推進します。

また、透明性の高い行政運営を推進するとともに、住民と行政のパートナーシップによるまちづくりをめざします。

【施策の概要】

住民と行政のパートナーシップの確立

住民と行政の情報の共有化を進めるとともに、事業の構想や計画段階から住民の意見が反映されるよう、多様な住民参画の仕組みを整えます。

情報公開、アカウンタビリティ（説明責任）を確立し、透明性の高い行政運営の実現によって、住民参画によるまちづくりをめざします。

広報・広聴システムの電子化により、情報提供における効率性・利便性の向上を図ります。

コミュニティ活動の促進

住民自治を促進する活動を支援し、様々な機会を通じて住民の自治意識や連帯意識の醸成を図ります。

活発なコミュニティ活動を展開するための施設や体制を整備し、住民の主体的なまちづくりを推進します。

新しいまちの一体性を確保するとともに、中心地から離れた地域のコミュニティ活動の拠点施設の整備に努めます。

男女共同参画の推進

男女が相互の人格を尊重し合う男女共同参画社会の実現に向け、男女平等教育の充実を図るとともに、各種啓発事業を推進します。

女性団体の活動を支援するとともに、女性の学習や能力開発の機会の充実に

努めます。

住民満足度の高い行政サービスの推進

住民票の発行などに限られている出張所の機能について、本庁と同様に各種業務が行えるよう、IT技術を活用した整備を進めます。

各種申請手続き、住民税などの支払い、図書の返却なども行えるような総合窓口の設置に努めるとともに、土・日曜日などの住民サービスに対応する組織・体制づくりに取り組みます。

政策評価制度や住民満足度調査、地域担当制度などの導入に取り組み、住民ニーズの把握に努め、住民満足度の高い行政サービスを推進します。

自立した足腰の強い自治体

地方分権時代にふさわしい、自立力のある市となるために自主財源の確保を図ります。

各種事務事業を精査し、行政サービス水準と受益者負担の適正化を図ります。

計画的で健全な財政運営を推進するため、住民にわかりやすい財政情報を公開します。

施 策 項 目	主 要 事 業
住民と行政のパートナーシップの確立	住民参加促進事業、情報公開充実事業、情報提供推進事業、ボランティア団体等活動支援事業
コミュニティ活動の促進	住民自治活動支援事業、住民交流促進事業、地域コミュニティ施設整備事業
男女共同参画の推進	男女共同参画推進事業、意識改革フォーラム・講習会開催事業
住民満足度の高い行政サービスの推進	IT化推進事業、住民ニーズ把握事業、行政効率化推進事業
自立した足腰の強い自治体	コスト削減推進事業、財政情報公開事業

2 新市における埼玉県事業の推進

(1) 県の役割

埼玉県は、彩の国5か年計画21における施策や事業の推進及び合併重点支援地域の指定を踏まえた県事業の実施により、新市の速やかな一体性の確保と自立性の高い地域づくりを支援していきます。

(2) 県が主体となってすすめる事業・施策

幹線道路の整備促進及び安全で安心な道路環境づくり

県では、道路をネットワーク化し、移動時間の短縮に大きな効果のある主要地方道などの幹線道路を重点的に整備することにより、社会経済活動の発展を支える円滑な道路交通を実現します。

また、歩道の整備や交差点改良に当たっては、通学路や歩行者、自転車、自動車の交通量が多い事故の危険箇所などを重点的に整備します。

県道整備事業

地域の連携を強化する道路交通網の確立、交通事故のない安全で安心な道路交通環境づくりや交通渋滞を解消するために、県道さいたま上福岡所沢線の優先度の高い区間における歩道整備や交差点改良と県道東大久保大井線の優先度の高い区間における道路整備を促進します。

県道橋梁架替事業

県では、生命・財産に重大な被害が生じる床上浸水の解消を目指し、床上浸水が生じた箇所や甚大な被害が発生した箇所などの重点的な整備を推進しています。その一環として、新河岸川の回収と併せて、県道並木川崎線の川崎地内において流下能力不足となっている橋梁の掛け替えを行い、浸水被害の解消を図ります。

みどり豊かな三富地域づくり事業

県、関係5市町、農業者、地域住民、農協等の地元団体、学識経験者等で構成される三富地域づくり懇話会の提言に基づき、「緑豊かな環境の推進」「三富農業の振興」「三富農業の振興」「歴史・文化の発言・承継」「新しい地域づくりの推進」の施策実現に向け、行政と地域住民や地域団体等がそれぞれの役割を分担して、相互に連携し、一体となって地域づくりを進める取り組みを支援します。

第5章 公共施設の適正配置と整備

公共施設については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域の特性や地域間のバランス、住民の利便性や財政事情などを考慮し、計画的な整備に努めます。

また、既存の公共施設の有効利用と相互利用、維持管理方法などを総合的に勘案し、新市全体として地域の均衡ある発展と住民福祉の向上に配慮した整備に努めます。

さらに、IT技術を活用して各公共施設のネットワーク化を図ることによって、住民サービスの向上に努めます。

第6章 財政計画

1 前提条件

財政計画は、新市としての歳入・歳出の各項目ごとに、過去の実績等により、今後も健全に財政運営を行うことを基本に算定し、合併による歳出の削減効果、住民負担の軽減、サービス水準の向上等を反映させて策定しました。なお、歳入・歳出の前提条件は次のとおりです。

2 歳入

(1)地方税

過去の実績、今後の人口の推移、経済の見通し等を踏まえ、現行制度を基本として算定しています。また、住民負担の軽減による影響額を見込んでいます。

(2)地方譲与税

過去の実績等により算定しています。

(3)利子割交付金

過去の実績等により算定しています。

(4)配当割交付金

過去の実績等により算定しています。

(5)株式等譲渡所得交付金

過去の実績等により算定しています。

(6)地方消費税交付金

過去の実績等により算定しています。

(7)自動車取得税交付金

過去の実績等により算定しています。

(8)地方特例交付金

過去の実績等により算定しています。

(9)地方交付税

普通交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定するとともに、合併直後の臨時的経費に係る普通交付税措置と特別交付税措置を見込んでいます。また、合併特例債の借り入れに伴う交付税算入分を見込んでいます。

(10)分担金及び負担金

過去の実績等により算定しています。

(11)使用料・手数料

過去の実績等により算定しています。

(12)国庫支出金・県支出金

一般行政費分は過去の実績等により算定し、そこに、新市建設計画事業分を加えました。さらに、合併に係る財政支援である合併市町村補助金を見込んでいます。

(13)財産収入

過去の実績等により算定しています。

(14)寄附金

過去の実績等により算定しています。

(15)繰入金

年度間の財源を調整するための財政調整基金からの繰入金と、新市建設計画事業を実施するに当たっての繰入金を見込んでいます。

(16)繰越金

過去の実績等により算定しています。

(17)諸収入

過去の実績等により算定しています。

(18)地方債

新市建設計画事業に伴う合併特例債、通常地方債及び臨時財政対策債、減税補てん債を見込んでいます。

3 歳出

(1)人件費

合併後、総務関係の職員を中心とした退職者の補充を抑制することによる一般職員の削減及び合併による特別職の削減を見込んでいます。

(2)扶助費

過去の実績等により算定するとともに、高齢化に伴う高齢者福祉の対応等を見込んでいます。

(3)公債費

平成16年度までの地方債の借り入れに係る償還予定額に、合併特例債の借り入れに係る償還額及びその他事業実施に係る地方債の償還見込み額を加えて算定しています。

(4)物件費

過去の実績、今後の経済状況の見通し等により算定するとともに、合併による事務経費の削減効果を見込んでいます。

(5)維持補修費

過去の実績等により算定しています。

(6)補助費等

過去の実績等により算定し、合併による削減効果も見込んでいます。

(7)繰出金

過去の実績等により算定しています。

(8)投資・出資・貸付金

過去の実績等により算定しています。

(9)積立金

過去の実績等により算定しています。

(10)普通建設事業費

過去の実績等により算定するとともに、新市建設計画の普通建設事業費を見込んでいます。そこに、合併するときの財政措置の対象となる事業費を見込んでいます。

(11)その他

過去の実績等により算定しています。